

●発行 向日市役所(京都府向日市寺戸町中野20)

●編集 秘書広報課

◎電話 075(931)1111

投票日は

10月20日(日)



あなたの一票が 未来をつくる

選挙公報を置いている施設

施設の名称	所在地
物集女公民館	物集女町中条26
寺戸公民館	寺戸町初田18
向日市役所	寺戸町中野20
向日市民会館	寺戸町中ノ段17
森本公民館	森本町前田6-7
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26
上植野公民館	上植野町西小路16
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山繩手11-3
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3
上植野コミュニティセンター	上植野町桑原1-3
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8
向日市民体育館	森本町小柳23-1
向日市民温水プール	鶏冠井町上古8-1

投票時間

午前7時～午後6時

10月20日(日)の投票日は、次のことに注意してください。
 (1)投票時間は、午前7時から午後6時までです。
 (2)投票所へは、「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れたり、紛失されたときは、投票所の係員に申し出てください。
 (3)投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります)をもう一度確かめてください。

選挙公報 10月16日(水)に新聞折り込みします
 今回の選挙公報は、10月16日(水)付けの朝日、京都、産経、日本経済、毎日、読売各新聞の朝刊に折込んで、みなさんのご家庭に配布します。これらの新聞を購読しておられないご家庭で、秘書広報課に届出をしておられない人は、市選挙管理委員会まで連絡してください。ただちに、選挙公報をお送りします。電話でも結構です。また、10月16日(水)から市内15カ所の公民館やコミセンなどに、直接取り行っていただくこともできます。

10月20日(日)は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。
 ①小選挙区選挙は、薄い青色の投票用紙に「候補者名」を記入して投票してください。
 ②比例代表選挙は、白色の投票用紙に「政党名」を記入して投票してください。
 ③最高裁判所裁判官国民審査は、桃色の投票用紙に印刷されている裁判官の氏名の上の欄にやめさせたいと思えば「X」印を、やめさせたくないと思えば何も記入せず投票してください。
 「X」印のほか文字や「O」印などを記載すればすべて無効票となります。投票用紙の注意書をよく読んでください。

選挙に関するお問い合わせ

向日市選挙管理委員会

☎ 931-1111

内線510・511

ご利用ください

不在者投票

10月20日(日)の投票日にやむを得ない用務又は病気やお産などのため、投票できない人は、前もって「不在者投票」ができます。
 不在者投票は、投票日の前日の10月19日(土)まで、毎日午前8時30分～午後5時に市役所本館の東棟会議室で受け付けています。
 不在者投票をされる人は、印鑑と入場整理券を持ってお越しください。



★身体に障害のある人は郵便で不在者投票を★

郵便による不在者投票の対象者

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
心臓・じん臓 呼吸器・直腸 ぼうこう・小腸	1級又は3級	特別項症 から 第3項症
両下肢 体幹 移動機能	1級又は2級	特別項症 から 第2項症

※上表の障害の程度に該当し、知事が書面により証明した方が対象となります。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

■ 衆議院議員総選挙に投票できる人 ■

年齢要件	昭和51年10月21日以前に出生の方	
住所要件	引き続き3カ月以上同一の市町村の区域内に住する方	
◎向日市へ転入届をされた方	平成8年7月7日以前の届出	向日市で投票
	平成8年7月8日以後の届出	旧住所の市町村で投票
◎向日市へ転出届をされた方	平成8年7月7日以前の届出	新住所の市町村で投票
	平成8年7月8日以後の届出	向日市で投票
◎向日市での転居の方	平成8年9月27日以前の届出	新住所の投票区で投票
	平成8年9月28日以後の届出	旧住所の投票区で投票